

先進的窓リノベ事業事務局 殿

先進的窓リノベ事業 共同事業実施規約

先進的窓リノベ事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（「窓リノベ事業者」として登録を受けた工事施工者）並びに乙（本補助金に係るリフォーム工事の工事請負契約（以下、「本請負契約」という。）を甲と締結する者）は、互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

第1条（要件等の確認）

甲及び乙は、先進的窓リノベ事業事務局（以下、「本事務局」という。）が定める本補助金の交付規程及びマニュアル類等（以下、「マニュアル等」という。）をよく参照し、交付申請を行おうとするリフォーム工事（以下、「本リフォーム工事」という。）が交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

2 甲は、以下の（イ）から（へ）の全ての事項について乙に説明し、乙はこれを了解する。

（イ）本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと

（ロ）本リフォーム工事に対して、補助対象が重複していない場合を除き、こどもエコすまい支援事業を含む国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと

（ハ）甲及び乙が、前号に違反する疑いがある場合に、本事務局は、当該疑いのある国庫補助を財源とする他の補助事業の所管先に本補助金の交付申請の情報を提供し、共同して調査および確認（現地確認を含む。）を行うことがあること

（ニ）同一開口部について、複数の窓又は窓ガラス（以下、「補助対象製品」という。）を設置した場合、本補助金及びこどもエコすまい支援事業を通じて、いずれか一つの製品についてのみ補助金の交付を受けられること

（ホ）甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、本事務局の承認なく、本補助金の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと（本補助金の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅（以下、「本住宅」という。）を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）

（ヘ）甲から本事務局に提出した乙の個人情報の利用、保存および管理には、①住宅省エネ2023キャンペーンのプライバシーポリシー及び②本事業のプライバシーポリシーが適用されること

① <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/privacy/>

② <https://window-renovation.env.go.jp/privacy/>

第2条（申告）

甲及び乙は、以下の（イ）及び（ロ）に該当しないこと（甲においては、甲の役員等（実質的に経営に関与する者を含む。）が（ロ）に該当しないことを含む。）を互いに申告する。

（イ）過去3カ年度内に経済産業省製造産業局又は環境省地球環境局所管事業補助金（以下、「所管補助金」という。）において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者、又は当該所管補助金の規約その他これに類するものに反して若しくは虚偽の申告により、申請するなどの不正な行為を行った者（団体を含む）

（ロ）暴力団もしくは暴力団員である、又は暴力団もしくは暴力団員と不適切な関係にある者

2 乙は、以下を満たすことを甲に申告する。

・同一補助対象製品について、こどもエコすまい支援事業を含む国費が充当された他の補助金の交付申請を行っていないこと、また行わないこと

第3条（交付申請等）

本補助金における交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等に手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。

第4条（本補助金の支払と還元）

本補助金は、事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、本事務局が、甲及び乙に通知する支払日に、甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付する。

2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

- ① 本請負契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
- ② 現金で支払う方法（ただし、本請負契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）

第5条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

甲及び乙は、以下の（イ）～（ニ）に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

- （イ）交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- （ロ）本規約第2条において虚偽の申告をした場合
- （ハ）本規約第3条について不正もしくは怠慢を行った場合
- （ニ）その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の

負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第6条（補助金の返還等）

甲及び乙が、同一補助対象製品について、こどもエコすまい支援事業と重複して補助金の交付を受ける、又は交付を受けようとしている場合、本事務局は本事業において補助金を交付せず、交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求めるものとする。

- 2 甲及び乙は、本事務局から前項および本補助金の交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 3 本事務局と国は、本条第1項及び第2項に定める本補助金の返還命令、本規約第4条第2項に定める補助金の還元若しくはその他により、甲、乙又は第三者の間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議の申立をせず、同意する。

令和5年1月31日制定

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

作成日：令和 年 月 日			
【甲】補助事業者（窓リノベ事業者）※1		【乙】共同事業者（工事発注者）※1	
住所	〒	住所	〒
事業者名			
代表者氏名※2	社印	氏名※2	印※2
		<p align="center">※忘れずにチェックしてください※</p> <input type="checkbox"/> 窓リノベ事業者から、リフォーム等による省エネルギー効果についての情報提供を受けた	

※1：請負契約、もしくは、売買契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印（個人事業主は実印）すること。

（必ずしも代表取締役である必要はありません。）

※2：自筆による署名の場合、押印は任意とする（法人の場合は押印が必須）

【提出不要】住宅の省エネ化等の消費者への説明内容について

窓リノベ事業者は、事業者登録規約（先進的窓リノベ事業）第3条⑤に定める住宅のリフォーム等による省エネルギー効果の説明について、概ね下記の項目を消費者等に情報提供を行ってください。

説明にあたっては、国・地方公共団体の普及啓発に係る公表資料や関係業界団体や建材メーカーの提供する営業用資料の他、事務局が提供する説明用チラシ等を用いて行うことが可能です。

1. 住宅の省エネ化・断熱性能向上の重要性

- 健康で快適な住環境、エネルギー価格高騰・需給逼迫の緩和、脱炭素社会の実現等の観点から住宅の省エネ性能の向上、断熱性能の向上が重要であること。
- 特に窓（住宅の開口部）は、熱の出入りの5割～7割を占め、断熱性能の向上が重要であること。

2. 窓のリフォーム改修による断熱性能の向上

- リフォーム前の断熱性能
（アルミサッシ×単板ガラスでUw6.5、アルミサッシ×複層ガラスでUw4.1など）
- リフォーム後の断熱性能（グレードに応じてUw1.9以下～Uw1.1以下）
- リフォーム前後の違いや効果。
- ※ 必要に応じて関係業界団体や建材メーカーの提供するシミュレーションツールを用いて、具体的な省エネ量や光熱費削減効果の推計値を提示することも可能。

3. リフォーム実施後も窓の使い方や空調機器の使い方によって更なる省エネが図られること

- Low-Eガラスを使用した場合、日射遮蔽型と日射取得型があること、その違いや季節・時間帯に応じた使い方（冬の日中は日光を取り入れるなど）。
- 空調機器の適切な温度設定や定期的な清掃等によりさらなる省エネが可能であること。

4. その他

- あわせて提供する省エネ設備等の効果や、それらの使い方を含めた省エネ行動・効果について、情報提供を行うことが望ましい。

【参考】住宅省エネ2023キャンペーン特設サイト（省エネ・脱炭素化について）

<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

【参考】資源エネルギー庁 省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html

【参考】環境省 「COOL CHOICE」地球温暖化対策、省エネ、エコで「賢い選択」

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>